

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構（以下「機構」という。）の定款第15条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員への報酬総額)

第3条 定款第31条第1項で定める役員報酬等の総額は、各年度900万円以内とする。

(役員への報酬等の支給)

第4条 機構は、役員職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員報酬は年額800万円の範囲内で、理事長が評議員会の承認を得て決めた額とする。ただし、常勤役員が満65才に達した年度の翌年度からは年額500万円の範囲内で、理事長が評議員会の承認を得て決めた額とする。
- 3 常勤役員報酬は年額を12等分した額を毎月支給する。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。
- 4 非常勤役員が理事会又は評議員会へ出席及びその他職務に従事した場合は、1日当たり一律1万円を報酬として支給することができる。

(評議員への報酬等の支給)

第5条 機構は、評議員職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員が評議員会へ出席及びその他職務に従事した場合は、定款第15条に定める金額の範囲内で、1日当たり一律1万円を報酬として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬の支給日及び支給方法等は、職員給与規程に準ずる。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、理事会及び評議員会等への出席等の都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。なお、本人の申し出等により所属する団体等への振り込み依頼があった場合には、当該団体等に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(常勤役員への報酬額の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する

3 前2項の規定により支給する報酬の額については、その月の暦日数を基礎として日割りによって計算する。

4 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の報酬を全額支給する。

5 第3項の規定による計算の結果、生じた千円未満の端数は、これを切り捨てる。

(費用)

第7条 機構は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法及び支払い方法は職員給与規程に準ずる。

3 非常勤役員及び評議員が理事会又は評議員会等へ出席するに当たり、当該役員又は評議員の勤務先又は住居が機構事務所を基点とし30km以内にある場合は、交通費を支給しない。また、宿泊を要しない場合は、日当は支払わない。

(賞与及び退職手当)

第7条 役員及び評議員に賞与及び退職手当は支給しない。

(公表)

第8条 機構は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構の設立の登記の日から施行する。
2. 従前の「財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構役員報酬規程」については、本規程の施行をもって廃止する。